

ペット霊園の設置（変更）に関する 市長協議の手引き



平成27（2015）年3月

川崎市

川崎市では、ペット霊園の設置等が適正に行われることで、公衆衛生を確保し、良好な生活環境の保全及びペット霊園の設置者等と近隣住民等との良好な関係の構築に資することを目的として「川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱」を制定し指導を行っています。

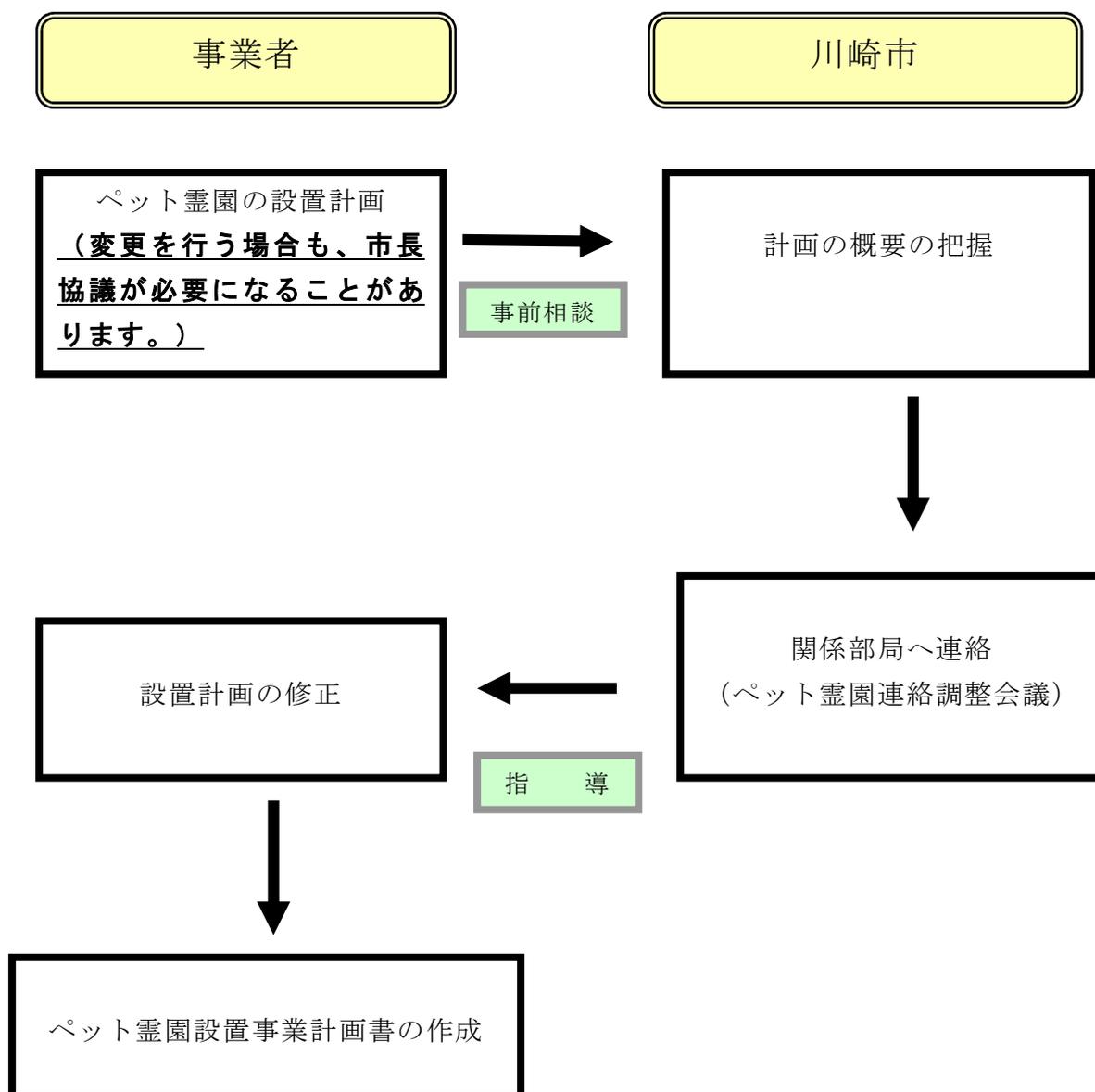
ペット霊園の設置を行なう場合は、次の手順を参考に手続きを進めてください。

※ ペット霊園の変更を行う場合も、市長協議が必要になることがありますので、健康福祉局健康安全部生活衛生課に御相談ください。

1 事前相談

ペット霊園の設置を行なう場合は、予定地、規模及び開業見込み時期等について、事前に御相談ください。

計画の立案に当たっては、近隣住民等との良好な関係の構築のため、責任体制を明確にし、無理のない設置計画及び維持管理計画を立てるようにしましょう。



川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（ペット霊園連絡調整会議）

第17条 この要綱の適正な実施を図るため、ペット霊園連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、次の者が出席するものとする。

- （1）環境局環境対策部環境対策課長
- （2）まちづくり局指導部建築管理課建築企画担当課長
- （3）健康福祉局健康安全部生活衛生課長

2 調整会議は、必要に応じて健康福祉局健康安全部長が招集し、その議長となる。

3 調整会議の議長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

4 調整会議の庶務は、健康福祉局健康安全部生活衛生課において処理する。

5 前各項に規定するもののほか、調整会議の運営等について必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

2 市長との協議の申出

計画が整い書類が準備できたら、ペット霊園設置事業計画書及び添付書類を提出窓口である、健康福祉局健康安全部生活衛生課に提出します。

※ 書類の提出窓口は健康福祉局健康安全部生活衛生課です。

※ 書類を確認後、必要に応じて、修正を指示することがあります。

※ ペット霊園設置事業計画書の写しが必要な場合は、事業計画書を2部提出してください。收受印を押印し、1部をお返しします。

※ その他書類で写しが必要な場合は、2部提出していただければ、收受印を押印し、1部をお返しします。



ペット霊園設置事業計画書（変更の場合は変更事業計画書）

- 記載事項
 - ・ 設置予定者の住所、氏名、電話番号
 - ・ ペット霊園の名称、所在地、区域、面積
 - ・ 火葬設備の数・規模
 - ・ 施設概要
 - 添付書類・図面等
 - ・ 法人の登記事項証明書（法人以外の場合は代表者の住民票の写し）
 - ・ 土地及び建物の登記事項証明書（建物の一部又は全部を使用して納骨堂のみのペット霊園を設置する場合は建物の登記事項証明書）
 - ・ 土地及び隣接地の図面の写し
 - ・ 計画平面図
 - ・ 火葬設備の構造、処理能力その他の仕様を記載した書類
 - ・ 火葬設備等に関する維持管理計画書 等
- （変更の場合は、変更に係る記載事項及び添付書類、図面等）

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（市長との協議）

第3条 ペット霊園を設置しようとするもの（以下「事業者」という。）は、当該設置に係る法令上の手続を行おうとする日（法令上の手続を要しない場合にあつては、当該設置の工事に着手しようとする日）前に、当該ペット霊園の設置等に関する事業計画について、市長との協議を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定により市長との協議を行うときは、ペット霊園設置事業計画書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 ペット霊園設置事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）法人の登記事項証明書（事業者が法人以外である場合は、代表者の住民票の写し。）

（2）ペット霊園を設置しようとする土地及び建物の登記事項証明書（建物の一部又は全部を使用して納骨堂のみのペット霊園を設置する場合にあつては、当該建物の登記事項証明書）

（3）ペット霊園を設置しようとする土地及び隣接地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

（4）ペット霊園の計画平面図

（5）火葬設備の構造、処理能力その他の仕様を記載した書類

（6）ペット霊園の火葬設備等に関する維持管理計画書（第2号様式）

（7）その他事業計画の詳細を示す書類

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（変更に係る市長との協議等）

第10条 ペット霊園を設置しているもの（以下「設置者」という。）が、次に掲げる変更をしようとするときは、当該変更に係る法令上の手続を行おうとする日（法令上の手続を要しない場合にあつては、当該変更の工事に着手しようとする日）前に、当該ペット霊園の変更に関する事業計画について、市長との協議を行わなければならない。

- （1）ペット霊園の区域の変更
- （2）墳墓予定地の新設、増設又は区域の変更
- （3）納骨堂の新設又は増設
- （4）火葬設備の新設又は増設
- （5）火葬設備を有する施設又は付帯施設の新設又は増設

2 設置者は、前項の規定により市長との協議を行うときは、ペット霊園変更事業計画書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

3 ペット霊園変更事業計画書には、第3条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付しなければならない。

（準用）

第11条 第4条から第9条までの規定は、前条第1項の規定による市長との協議を行おうとする場合に準用する。ただし、設置者が、市長との協議を申し出て、市長が軽易な事項と認めるときは、第4条及び第5条に基づく手続きは省略することができる。

3 標識の設置

ペット霊園設置事業計画書を提出後、速やかに、標識を設置し、標識設置届を提出します。

- ※ 標識を確認後、必要に応じて、修正を指示することがあります。
- ※ 標識は、ペット霊園工事完了届を提出する日まで設置してください。

標識設置届

- 記載事項
 - ・ 設置予定者の住所、氏名、電話番号
 - ・ ペット霊園の名称、所在地、標識設置の年月日
- 添付書類
 - ・ 標識を設置した場所が明示された図面
 - ・ 標識の設置状況が分かる写真
 - ・ 標識の記載内容が分かる写真

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（標識の設置）

第4条 事業者は、ペット霊園設置事業計画書を市長に提出したときは、速やかに、ペット霊園の設置を予定する区域の外部から見やすい場所に、標識（第3号様式）を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

3 第1項の規定により設置された標識は、第9条に規定するペット霊園工事完了届を市長に提出する日まで設置するものとする。

4 説明会の開催

標識を設置後、速やかに、近隣住民等に対して、事業計画についての説明会を開催します。

説明会では、次の点に注意してください。

- (1) 説明会の対象者は、土地の登記事項証明書等で確認してください。
- (2) 説明会は、多くの近隣住民等が出席しやすい場所と日時を選んで開催してください。また、対象者の出席状況に応じて、曜日又は時間を変え開催回数を適宜追加してください。
- (3) 説明会の案内は、説明会開催日の10日前までには、説明会の資料を添付し通知してください。
- (4) 説明は、事業者が責任を持って行ってください。

説明会では、事業者に係る事項、ペット霊園の名称及び所在地、ペット霊園の概要、工事着手予定日、工事完了予定日、ペット霊園の維持管理の方法について説明してください。

また、ペット霊園の設置計画に関する意見がある場合の申出方法、申出期限及び回答方法等を提示し、近隣住民等の了承を得るよう努めてください。

なお、意見の申出は30日以内ですが、事業者と申出者の間で日数の増加が了承された場合は、その日数とします。

工事上の細かい部分については、事業者に代わって設計者や施工者等が補足説明を行っても差し支えありませんが、専門家以外の者にもわかりやすい説明を行ってください。その際に、ペット霊園と地域の生活環境との調和に関する配慮についても併せて説明してください。

- (5) 説明会の案内を受け取らなかった方及び欠席した方に対しても、計画を周知するため、可能な限りの方策をとるよう努めてください。

5 近隣住民等説明会実施報告書

説明会の実施後、速やかに、近隣住民等説明会実施報告書を提出してください。なお、複数回説明会を開催した場合は、予定したすべての説明会実施後、提出してください。また、必要に応じて説明会を追加した場合は、その都度、速やかに、提出してください。

個別訪問を行った場合は、その状況を詳細に記録したものを提出してください。また、説明会の案内を受け取らなかった方及び欠席した方への対応についても報告してください。

※ 報告書の内容を確認する必要がある場合は、報告内容を近隣住民等に開示し、説明の内容と相違ないことを確認することがあります。

※ 説明の内容が不十分であると判断される場合には、必要に応じて、再度説明会を開催し、報告書を提出するよう指導することがあります。

近隣住民説明会実施報告書

- 記載事項
 - ・ 設置予定者の住所、氏名、電話番号
 - ・ ペット霊園の名称、所在地
 - ・ 説明会の日時、場所、参加者数
- 添付書類
 - ・ 説明対象者名簿
 - ・ 出席者名簿
 - ・ 説明会の配布資料
 - ・ 説明会の議事録

6 意見の申出

意見の申出は、文書で受け取るようにしてください。

また、次に掲げる意見等の申出があった場合で、正当な理由があると認めるときは対応してください。

(1) 公衆衛生等の観点から考慮すべき意見

ペット死体の衛生的な取扱いに関する事等が考えられます。

(2) ペット霊園の構造設備と周辺環境の調和等に対する意見

障壁、ごみ集積設備、駐車場、緑地等のペット霊園の構造設備について、配置や構造的な内容を地域の環境と調和したものとしていくこと、防犯対策に関する事等が考えられます。

(3) ペット霊園等の建設工事の方法等についての意見

建設工事に伴う騒音、振動、土砂の流出や決壊、交通阻害の観点から工事の期間や時間、危害防止方法に関する事等が考えられます。

7 意見の申出に対する回答

意見の申し出に対しては、文書で、明確に、わかりやすく回答し、速やかに、意見に対する回答実施報告書を提出してください。

なお、複数回答した場合は、その都度、提出してください。

また、回答するにあたって、個別訪問を行った場合はその状況を詳細に記録したものを提出してください。

※ 意見に対する回答実施報告書の内容を確認する必要がある場合は、意見に対する回答実施報告書の内容を当該意見の申出者に開示し回答の内容が相違ないことを確認することがあります。

※ 回答の内容が不十分であると判断される場合には、必要に応じて、再度回答し意見に対する回答実施報告書を提出するよう指導することがあります。

意見に対する回答実施報告書

● 記載事項

- ・ 設置予定者の住所、氏名、電話番号
- ・ ペット霊園の名称、所在地
- ・ 回答年月日、回答した相手、回答の内容

8 協議の申出

協議の申出は、文書で受け取るようにしてください。

近隣住民との良好な関係の構築のため、形式的な実施でなく、可能な限り双方の意見の一致が図られるよう協議を行い、合意又は確認した事項について文書に記録し、遵守するようにしてください。

9 近隣住民等協議実施報告書

協議終了後、速やかに、近隣住民等協議実施報告書を提出してください。なお、複数協議した場合は、その都度、提出してください。

協議するにあたって、個別訪問を行った場合はその状況を詳細に記録したものを提出してください。

※ 近隣住民等協議実施報告書の内容を確認する必要がある場合には、近隣住民等協議実施報告書の内容を当該協議の申出者に開示し協議の内容が相違ないことを確認することがあります。

※ 当該協議の申出者との協議の内容が不十分であると判断される場合には、必要に応じて、再度協議し近隣住民等協議実施報告書を提出するよう指導することがあります。

※ 近隣住民等との協議の結果、計画の変更を行う場合は、健康福祉局健康安全部生活衛生課に御相談ください。

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（説明会の開催等）

第5条 事業者は、前条第1項の規定により標識を設置したときは、速やかに、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置等に関する事業計画について、説明会を開催し、当該事業計画に対する理解を十分に得るよう努めなければならない。

2 前項の説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 事業者に係る事項

（2） ペット霊園の名称及び所在地

（3） ペット霊園の概要

（4） 工事着手予定日

（5） 工事完了予定日

（6） ペット霊園の維持管理の方法

（7） 次項に規定する意見及び第5項に規定する協議の申出の方法及び申出先

3 近隣住民等は、第1項の規定による説明会終了後、30日以内に事業者に意見を申し出ることができる。

4 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民等に対し、回答しなければならない。

5 近隣住民等は、前項の規定による回答に不服があるときは、事業者に協議を申し出ることができる。

6 事業者は、前項の規定による協議の申出を受けたときは、協議に応ずるよう努めるものとする。

7 事業者は、第1項の説明会を実施したときは近隣住民等説明会実施報告書（第5号様式）を、第4項の規定による回答をしたときは意見に対する回答実施報告書（第6号様式）を、前項の規定による協議をしたときは近隣住民等協議実施報告書（第7号様式）を、速やかに、市長に提出するものとする。

10 市長協議の終了

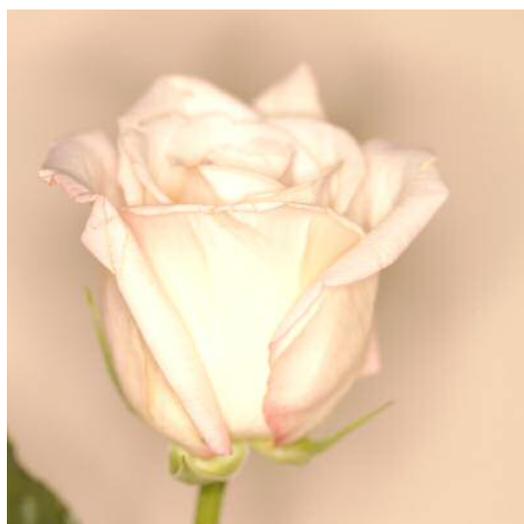
手続終了後、川崎市長から協議済通知書が送付されます。

建築確認申請等の法令に基づく手続きは、協議済通知書受領後に行ってください。

川崎市ペット霊園の設置等に関する指導要綱（抜粋）

（協議済通知書の送付等）

- 第7条 市長は、事業者から提出されたペット霊園設置事業計画書の内容を審査し、ペット霊園が前条に規定する設置基準に適合していると認め、かつ、第1条の目的に照らして、修正を指示すべき事項がないと認めるときは、第5条各項に定める手続が終了した後に、協議済通知書（第8号様式）により、当該事業者へ通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査により、修正すべき事項があるときは、必要に応じて、事業計画修正指示書（第9号様式）により、当該事業者へ指示するものとする。
- 3 事業者は、協議済通知書を受けた後でなければ、ペット霊園の設置に係る法令上の手続（法令上の手続を要しない場合にあつては、当該設置の工事の着手）を行ってはならない。



ペット霊園の設置（変更）に関する市長協議の手引き

平成27（2015）年3月策定

川崎市健康福祉局健康安全部生活衛生課

電話：044-200-2447

FAX：044-200-3927